

あんジョイ生活サポーター養成研修実施要領

1 目的

この研修は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業における家事援助等の生活支援サービスの担い手（以下「あんジョイ生活サポーター」という。）を養成するために実施し、サービスの質の向上と活性化を目的とする。

2 開催準備に関する業務

(1) 開催日程の設定、開催回数、定員及び会場の確保

ア 令和6年3月までに2回開催し、参加者は各回20名程度とする。ただし、参加人数に応じて、受注者と協議のうえ、開催回数を調整するものとする。

イ 発注者と協議の上開催日程を定める。（目安は令和5年10月～令和6年3月）

(2) 研修内容の確定及び担当講師等の選定

「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日付け社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局基盤課長通知）における基礎講座（介護に関する基礎知識・介護の基本）を行った上、アンケートの実施及び修了書の交付までを1日で行う。研修スケジュール及び担当講師等の選定は、発注者と協議の上定める。また、発注者が必要と認める場合は、双方協議の上研修プログラムの変更を行うこと。

3 研修会の実施

(1) 研修会当日業務

ア 会場設営（発注者の用意した机や椅子の移動。プロジェクターの設置）に関しては、発注者、受注者双方の協力において行うこと。

イ 研修会の運営にあたっては、原則講師1名を配置すること。ただし、研修の内容に応じてサブ講師を別に配置することは可能とする。

ウ 受注者が当日用意するものは、研修で講師が使用する電子機器（パソコン等）のみとする。

エ 発注者が作成したアンケートを配布し、研修終了時に回収し発注者へ提出すること。

(2) 受講料

受講料は無料とする。

(3) 修了者

修了者はすべてのプログラムを受講し、発注者が修了証を発行した者をいう。

(4) 補講

一部のプログラムを未受講の者は、別の回で未受講分を補講することで修了者とする事ができる。

4 契約内容についての補足事項

(1) 市内の幅広い市民が参加できるよう、発注者の指定する市内の会場を業務履行場所とする。

なお、会場の予約及び会場の使用にかかる費用一式は発注者の負担とする。

- (2) 研修に用いるテキストは受注者が電子データ(PDF又はパワーポイント)において作成し、研修10日前までに発注者へメールにて提出する。当日配布資料は発注者が印刷し用意する。
- (3) すべての研修終了後、開催回数(2回を基本とするが、参加人数や天災などで中止する場
合がある)、に応じて変更契約(精算)を行うものとする。
- (4) 本仕様に関して疑義が生じたとき又はこの仕様書の定めのない事項については、発注者と協議の上で決定する。
- (5) 本業務の契約については、安城市委託契約約款に準拠する。